

「人権問題」は
誰かの問題ではありません。

自分のこととして考え・動く、
そんなあなたの行動が
社会を変えていきます。

情報化の進展に伴って、部落差別(同和問題)をはじめとする不当な差別など人権に関する問題は複雑多様化しています。特に、インターネットの普及によって、不当ないじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷などが増加し、それらの問題への対応が大きな課題となっています。

佐賀県内でも、インターネットを利用した誹謗中傷や差別を助長する投稿をはじめ、学校や職場でのいじめ、パートナーへの暴力や児童への虐待など、「人権」に関わる問題が依然として発生しています。どれも決して他人事ではありません。



全ての県民が一人一人の人権を共に認め合い、
支え合う社会づくりを進めるため、
県民一体となって、たゆまぬ努力を続けていきましょう。

県、市町、県民、事業者の責務

県

国、市町、関係機関等と連携協力し、行政のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づくりのための施策を実施します。

市町

県と連携協力し、行政のあらゆる分野において、人権施策の実施に努めます。

県民

自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければなりません。

事業者

自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければなりません。
また、従業員の人権意識の高揚を図るなど、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組む必要があります。

『全ての佐賀県民が 一人一人の人権を共に認め合い、 支え合う社会づくりを進める条例』 が制定されました



してはならない行為(条例第7条)

何人も、不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷
その他の他人の権利利益を侵害する行為をしてはいけません。
インターネットを通じて行うものも同様です。



相談体制の整備(条例第8条)

県は人権侵害行為を受けて傷ついた方の相談に寄り添い、人権に関する問題についての相談体制を整備します。
助言や必要な情報の提供、関係機関の紹介など、必要な支援を行っていきます。

助言、説示、あっせん(条例第9条)

相談対応での解決が困難な人権侵害行為に係る事案について、必要に応じて助言・説示・あっせんを行います。

勧告(条例第10条)

人権侵害行為をしたと認められる者が正当な理由なく、助言・説示・あっせんに従わないときは、必要な措置をとるように勧告を行います。

意見の聴取(条例第11条)

人権侵害行為をしたと認められる者に対して勧告を行う場合には、その者からの意見の聴取を行うなど、適切な手続きを踏みます。

勧告の状況の公表(条例第12条)

勧告を行った人権侵害行為に係る事案の概要を公表します。
対象者が特定される事項は除いて公表を行います。

インターネット上の 誹謗中傷の防止(条例第13条)

インターネット上の誹謗中傷等を防止するために必要な教育・啓発を行っていきます。
県民に関するインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合に、必要なときは、プロバイダ等に対して削除要請を行います。

